

お早めに 3月15日

今年も、確定申告の時期になりました。
 所得税は、あなた自身が所得を計算し、税金を算出して納付する申告納税制度となっています。所得金額や税額は正しく計算し、申告と納税は期限内に済ませて下さい。
 期限までに申告をしなかったり、所得を少なく申告した人は、税務署の調査によって税金を追徴されるだけでなく、加算税や延滞税を余分に納めることになります。



確定申告の 必要な人

なお、所得税がかからないと思われる人でも町県民税や国民健康保険税の申告もあわせ行いますので必ず申告して下さい。

- 一般の人
- ・ 商業、工業、医業、農業、漁業などを営んでいる人
 - ・ 地代、家賃、配当、不動産の売却などの所得のある人
 - ・ 62年中の各種の所得金額の合計額が、基礎控除(33万円) 配偶者特別控除(38万円) 配偶者特別控除(最高11万2千5百円) 扶

- ・ 養除(一人当たり33万円) その他の所得控除の合計額を超える人は必ず申告しなければなりません。
- サラリーマン
- ・ サラリーマン(給与所得者)の所得税は、年末調整によって精算されるのが普通であり、確定申告の必要はありません。しかし、次のような人は申告しなければなりません。
- ・ 給与の年収が1千5百万円を超える人
- ・ 給与以外の所得が20万円を超える人
- ・ ニカ所以上から給与をもらっている人

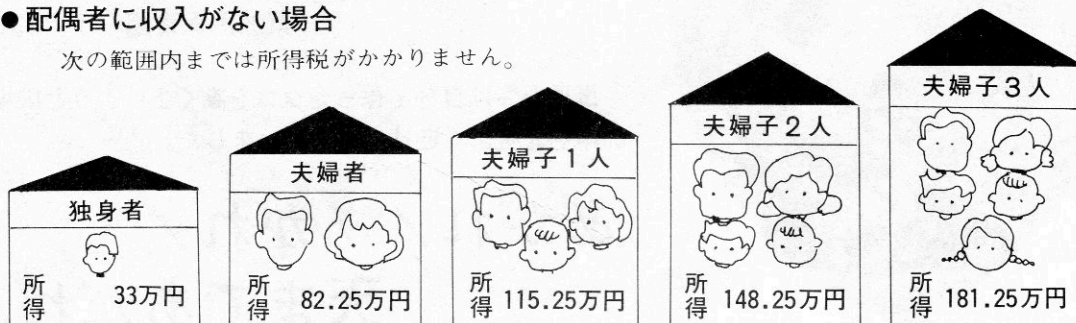
● 配偶者特別控除額の計算は…

| | |
|--------------------------------------|---|
| 控除対象配偶者の場合 (奥さまの給与収入90万円以下) | $112,500円 - \left\{ (奥さまの給与収入 - 57万円) \times \frac{11.25}{33} \right\}$ |
| 控除対象配偶者でない場合 (給与収入1,019,999円以下の人) | $112,500円 - \left\{ (奥さまの給与収入 - 57万円) - 33万円 \right\}$ |

(注) { } 内の計算で1万円未満の端数は切り捨て。

● 配偶者に収入がない場合

次の範囲内までは所得税がかかりません。



さらに国民健康保険料・生命保険料等の諸控除が引けます。

毎月 8の日は「米の日」です